

九州保健福祉大学大学院(通信制)学位論文審査規程

(目的)

第1条 本規定は、九州保健福祉大学大学院(通信制)規程に基づき、学位論文の審査に関する必要な事項を定める。

(提出条件)

第2条 修士の学位論文(以下「修士論文」という。)は、修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得(見込み)した者でなければ、これを提出することはできない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(論文作成)

第3条 修士論文は、指導教授の指導と承認の下に作成するものとする。

(提出方法)

第4条 修士論文は、1編2部を指定された日時までに当該研究科長に提出するものとする。

(審査の委嘱)

第5条 修士論文の審査は、当該研究科教授会で承認された審査委員によってこれを行う。

2 審査委員は、指導教授を主査とし、副査の当該専攻所属の教員1名以上をあてるものとする。

3 前項に加えて必要のあるときは、当該研究科教授会の議を経て、副査として当該専攻以外の教員等をあてることができる。

(審査の時期)

第6条 修士論文の審査は、当該論文の提出期限後、おおむね1ヶ月以内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員は、修士論文の審査結果を当該研究科教授会に報告し、承認をされなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別にこれを定める。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

修士論文の審査基準

社会福祉学研究科博士（前期）課程では、以下の審査基準により修士論文を評価します。

修士論文の審査基準

審査対象者氏名：

審査者： 主査・副査 印

論文題目：

以下の各項目について、該当する評価に○をつけて下さい。なお A, B, C, D の記号は、それぞれ優、良、可、不可に相当します。判定できない項目については、未記入のまま提出して構いません。

1. 項目別評価

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ①序論の部分に本研究の目的が明確に述べられているか | A | B | C | D | E |
| ②研究の方法について第三者が納得できるように記載されているか | A | B | C | D | E |
| ③結果の分析や、それに関する論理の展開について、分かりやすい記述になっているか | A | B | C | D | E |
| ④用語が適切に使用されているか、客観的な文章を用いて論理的な構成になっているか | A | B | C | D | E |
| ⑤図表には番号がついているか、その図表の内容を示すような適切なタイトルが示されているか | A | B | C | D | E |
| ⑥結論は、本研究の目的に照らして適切な内容になっているか | A | B | C | D | E |
| ⑦引用・参考文献は適切に記載されているか | A | B | C | D | E |
| ⑧論文抄録、abstract は要領よく記述されているか | A | B | C | D | E |

2. 総合評価

A B C D E

*その他、コメントがある場合には以下に記入してください。必要ならば別紙を使用して下さい。
